

福井市公立保育所保育業務支援システム等導入及び運用業務に係る  
公募型プロポーザル審査基準

1 基本的な考え方

提出された企画提案書を基に、企画提案についてプレゼンテーションを実施し、内容を総合的に審査し、最も高い評価を得た提案者を受託候補者として選定する。

なお、提案者が1者であった場合でも、審査委員会において業務を履行できると認められる場合は、提案者を受託候補者として選定する。

2 審査の方法

- (1) 選定は「3 審査基準」に基づき行う。
- (2) すべての審査が終了した後、各審査委員の審査結果を集計し、受託候補者を選定する。
- (3) 同点の場合は、「3 審査基準 (1)」の大区分「システム構築」、「システム運用」、「その他」、「事業者評価」、「見積価格」の順で評価点が高い者を受託候補者に選定する。
- (4) 以上においても同点となる場合は、審査委員の協議によって受託候補者を選定する。

3 審査基準

- (1) 審査に係る、評価項目及び配点は下表のとおりとする。

大区分	小区分	評価のポイント	内訳	配点
事業者 評価	受託実績	地方自治体での運用実績数	10	10
	プレゼンテーション	提案内容の説明や質問に対する応答が明快であるか。	5	10
		取り組み姿勢に熱意が感じられるか。	5	
大区分小計				20
システム 構築	基本方針	業務内容及び目的に関する理解及び知識が十分にあるか。	5	10
		業務の実施により業務改善及び保護者の利便性向上が図られるものであるか。	5	
	ハードウェア	調達端末について、性能は十分なものか。	5	5
	視認性及び 操作性	操作画面やアイコンが利用者にとって視認しやすいものか。	5	20
		利用者が直感的又は簡易な操作方法で利用できるか。	5	
		操作処理は遅延なくスムーズに行えるか。	5	
		複数の利用者が同時接続しても遅延なくスムーズに操作処理を行えるか。	5	

	機能	園児及び職員のアカウントの管理は、容易なものであるか。	5	25
		保護者との連絡等がスムーズに行えるものであるか。	5	
		登降園の管理は、打刻及び出席簿の作成が効率的に行えるものであるか。	5	
		各種帳票の管理は、紙や汎用的な文書作成ソフトより効率的に行えるものであるか。	5	
		発達及び健康の記録は、効率的に行えるものであるか。	5	
	導入支援	導入が円滑に遂行できるような体制(作業員の配置等)及びスケジュールが提示されているか。	5	20
		操作マニュアルや操作研修等の支援体制が整っているか。	5	
		業務をスムーズに移行できるような支援体制が整っているか。	5	
		導入時の問合せ等に迅速に対応できる支援体制が整っているか。	5	
大区分小計				80
システム運用	セキュリティ対策	暗号化等情報漏洩に対する対策は十分になされているか。	5	10
		不正アクセスやウイルスに対する安全対策が十分になされているか。	5	
	バックアップ	必要なデータのバックアップ体制は整っているか。	5	5
	運用支援	問合せ先の窓口は一本化されているか。(対象施設及び保護者で分かれていても可)	5	25
		対象施設からの問合せ等に対する対応時間及び対応内容は適切か。	5	
		保護者からの問合せに対する対応時間及び対応内容は適切か。	5	
		稼働率が低い対象施設への助言等システムの円滑な運用を行うための支援体	5	

		制は整っているか。		
		突発的なシステムの障害発生時等に迅速に対応できる体制が整っているか。	5	
	システムの 拡張性	帳票の修正及び取込みに柔軟な対応ができるか。	5	20
		他機能の追加契約等短期的な機能拡張に柔軟な対応ができるか。	5	
		中長期的に機能拡張及び強化が図られるシステムか。	5	
		制度や法令改正が行われた際に迅速かつ柔軟な対応ができるか。	5	
大区分小計				60
その他	独自提案	業務改善に対する具体的かつ効果的な提案があるか。	10	30
		仕様書記載以外の機能で、効果的な機能の提案があるか。	10	
		システムの今後の拡張性で、効果的な仕組み又は機能の提案があるか。	10	
大区分小計				30
見積価格	導入業務に係る経費	相対評価	5	5
	運用業務に係る経費	5年間の総額の相対評価	5	5
大区分小計				10
合計			200	

(2) 「受託実績」の評価点数については下表のとおりとする。

地方自治体での運用実績数	評価点数
10件以上	10
5件以上9件以下	7
2件以上4件以下	3
1件	0

なお、1地方自治体あたり1件とする。

(3) 「導入業務に係る経費」及び「運用業務に係る経費」の評価点数については下記の算定式によって算出する。

【評価点数 = 配点 × 最も安価な提案者の見積金額 / 提案者の見積金額】

- なお、算定の結果、小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。
- (4) 審査委員の評価項目ごとの評価点数の合計点数を算出し、全審査委員の合計点数の平均点数をもって、提案者ごとの評価結果を決定する。
  - (5) 評価の最低基準点を120点(200点満点の6割)とし、評価結果が最低基準点を下回る場合は、選定しない。  
また、提案者が1者の場合は、「見積価格」の項目を除いて算出し、その評価結果が114点未満(190点満点の6割)であった場合は、選定しない。